六、一六七九の二二、一六七九の二八、一六七九の二九、一六七九の三一、字勃地腰二七四〇の六、字姥平二七六七の九（次の図に示す部分に限る。）、二七六八の二四から二七六八の二六まで、字大洞山二七七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二七七〇の二から二七七〇の六まで、二七七〇の一六、二七七〇の一七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区吉野字桜野七一四の一、七一四の二、字桜沢二一二九の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県本巣市根尾大河原字越谷口二一一、二一二の一の一、二一三から二一五まで、二一六の一、二一八の一、二一八の二、字大洞二一九、二二〇の一、字栃洞二二四から二二六まで、二二七の一、二二七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県下呂市小川字笹平七六四の三八、七六四の七七から七六四の八〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町栗巣字落合一五九八の一、字正治一六〇〇の二、一六〇〇の三、大和町内ケ谷字下山二一の一、二一の四、二一の五、二三の七、二三の八、二三の一二、二三の一三、字上会津八七の一、字棚元一〇九の一九、一〇九の二〇、字出会一一八の六、一一八の七、一一八の二〇、高鷲町鷲見字鷲ケ岳二三六二の二五〇、二三六二の二五二、二三六二の二五四、二三六二の二六〇から二三六二の二六二まで、二三六二の二七二、二三六二の二七四、二三六二の二八九、二三六二の二九〇、高鷲町ひるがの四六七三の七五四、白鳥町石徹白第一四五号字水后山四の二、白鳥町石徹白第一五六号字保川山二の甲、二の三、二の六、二の七、白鳥町石徹白第一五九号字初河山一の六、二の一、二の三、二の六、白鳥町石徹白第一六一号字椎高山一の三、一の一〇から一の一二まで、白鳥町石徹白第一六二号字大崩山一の一、一の二、白鳥町六ノ里字カワゾ洞一〇四三の三、一〇四三の五、一〇五〇の九、字ワセドチ一〇五五の一、一〇五六の三、一〇五八の一、字アツラ二二二一の四、白鳥町野添字アツラ二七一の一、白鳥町阿多岐字洞垣内二三三三の二五二、明宝寒水字奥ノ宮五九二の四から五九二の八まで、明宝小川字コダクミ一六六〇の一、一六六〇の二、字家谷一六八五の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町落部字板取九一四の五、白鳥町長滝字西山六〇四の一一、六〇四の二三八、六〇四の二三九、六〇四の二四二、六〇四の二四三、六〇四の二四六、白鳥町向小駄良字大藤路一二五三の三七〇、一二五三の三八八、一二五三の三九三、白鳥町二日町字向山一四四五の一、明宝奥住字尾瀬洞一の一、字橋詰三一九二の八、字水沢上三四三六の一、三四三七の五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十五日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市阿木字一ノ沢五五五八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ沢五五五八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。